

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年4月15日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	洲本市 28205
地域名 (地域内農業集落名)	野旦田 (野旦田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	6.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	0.0 ha
② 田の面積	6.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>当地域においては、水稲と露地野菜・いちじくの農業経営が中心であるが、小さい集落で、担い手も少なく、また農地は基盤整備ができていないことに加え、近年増加している鳥獣被害にも悩まされており、10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。農地一区画の面積も小さく、農道も狭い為、大型機械による効率化もできず、地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。一方、他地域からの若手が新規就農し、地域の農地を集積しつつ、農業を始めたことから、これまでの地域の農地を今後担う者が全くいない状況は変わり、集落に少しだけ活気が出てきている。</p> <p>農業者:16人(うち、50歳未満2人)、他地区からの新規就農2人(うち、50歳未満2人)組織:農地・水環境保全隊(構成員19人)</p>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>水稲と露地野菜・いちじく栽培をメインに農業を行っているが、水稲関係の機械が壊れた段階で水稲作付けをしなくなる農家が益々増えると想定され、10年後には担い手は3名まで減少していると考えられるため、農地の利用のあり方や農道や水路、あぜなどをどのようにして管理していくかも考える必要がある。</p> <p>また、新規就農者の受け入れを促進できるよう地域内での体制づくりの検討を進めることが重要である。</p>
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから、農業後継者に経営を移譲した農家や移住による新規就農者などが現れたら優先的に農地を集積していく。また、農地・水環境保全隊と連携を図り耕作放棄田とならないよう取り組む。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0 %	将来の目標とする集積率	0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
基盤整備が行われていない現状では、すでに耕作放棄田が発生しており、耕作可能な農地から耕作放棄田が出ないよう、担い手に集積していく。			

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
 農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
 また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
 必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。